



# 埼玉県報

第 57 号  
令和元年(2019年)  
11月19日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 令和元年台風第 19 号の被害者に係る埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例に規定する登録の有効期間の延長に関する告示（水環境課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 豚コレラの発生時の豚等の移出の制限の解除に関する告示（畜産安全課）
- 本庄北部土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 行田都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 行田都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 行田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 飯能都市計画土地地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧（市街地整備課）
- 運転免許証作成システムの賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 荒川右岸流域下水道新河岸川上流水循環センター維持管理包括委託に関する入札公告（荒川右岸下水道事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

# 告示

## 埼玉県告示第六百八十号

埼玉県特定非常災害の被災者に係る許可等の有効期間の延長等に関する条例（平成二十四年埼玉県条例第七号）第二条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のとおり指定する。

令和元年十一月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

| 特定権利利益  | 対象者                       | 延長後の満了日    |
|---|---------------------------|------------|
| 埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和六十年埼玉県条例第四十四号）第二条第一項に規定する浄化槽保守点検業の登録（令和元年台風第十九号に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（以下「特定区域」という。）内に住所又は事務所若しくは営業所を有する者に係るものに限る。） | 特定区域内に住所又は事務所若しくは営業所を有する者 | 令和二年三月三十一日 |

## 告 示

### 埼玉県告示第六百八十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十一月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ三芳

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保北新埜八百五十五

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計十三者

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計十一者

#### ハ 変更年月日

平成三十年三月一日外

#### ニ 届出年月日

令和元年十月十五日

#### 二 縦覧期間

令和元年十一月十九日から令和二年三月十九日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和元年十一月十九日から令和二年三月十九日まで

#### ロ 意見書提出先



## 告示

### 埼玉県告示第六百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十一月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン狭山店

埼玉県狭山市上奥富千二百六十一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 計二十一者

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 計十五者

#### ハ 変更年月日

平成三十一年三月一日外

#### ニ 届出年月日

令和元年十月十八日

#### 二 縦覧期間

令和元年十一月十九日から令和二年三月十九日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年十一月十九日から令和二年三月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第六百八十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十一月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

新座ショッピングデパート

埼玉県新座市東北二丁目三十二番十二号外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 計二十三者

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 計十者

#### ハ 変更年月日

令和元年五月十八日外

#### ニ 届出年月日

令和元年十月十八日

#### 二 縦覧期間

令和元年十一月十九日から令和二年三月十九日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年十一月十九日から令和二年三月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課



## 告示

### 埼玉県告示第六百八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十一月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

大井サテイ

埼玉県ふじみ野市ふじみ野一―二―一

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 計十六者

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 計十四者

#### ハ 変更年月日

平成三十一年四月五日外

#### ニ 届出年月日

令和元年十月十八日

#### 二 縦覧期間

令和元年十一月十九日から令和二年三月十九日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年十一月十九日から令和二年三月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第六百八十五号

豚コレラのまん延を防止するために令和元年埼玉県告示第五百五十六号（豚コレラの発生時の豚等の移動等の制限に関する告示）で告示した家畜等の移動及び移出を禁止し、又は制限する区域のうち、区域外への移出を制限した区域について次のとおり解除する。

令和元年十一月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 制限を解除する家畜等

豚及びいのしし並びにその死体並びに豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品

#### 二 制限を解除する日

令和元年十一月二十日

#### 三 制限を解除する区域

令和元年十月十一日に豚コレラの疑似患畜が確認された本庄市内の農場を中心とする半径十キロメートル以内の区域について、家畜防疫員が家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十四条第三項の規定により豚及びいのししを移動させてはならない旨を指示した区域

# 告 示

## 埼玉県告示第六百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和元年十一月十四日認可した。

令和元年十一月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 名称

本庄北部土地改良区

### 二 事務所所在地

本庄市

# 告示

## 埼玉県告示第六百八十七号

測量計画機関である鶴ヶ島市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十一月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

鶴ヶ島市

### 二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

### 三 作業地域

鶴ヶ島市全域

### 四 作業期間

令和元年十二月一日から令和二年三月三十一日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第六百八十八号

行田市から行田都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和元年十一月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第六百八十九号

行田市から行田都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和元年十一月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第六百九十号

行田市から行田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和元年十一月十九日

埼玉県知事 大野 元裕



## 告 示

### 埼玉県告示第六百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により飯能市から飯能都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

令和元年十一月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

# 告 示

## 埼玉県告示第六百九十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年十一月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
運転免許証作成システムの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂  
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和元年9月11日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿4丁目3番17号
- 5 落札金額  
693,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和元年8月2日

# 告 示

## 埼玉県流域下水道事業告示第十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年十一月十九日

埼玉県下水道事業管理者 砂 川 裕 紀

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

荒川右岸流域下水道新河岸川上流水循環センター維持管理包括委託 一式

### (2) 調達案件の業務要求水準

入札説明書及び業務要求水準書による。

### (3) 事業期間

令和2年3月1日（日）から令和5年2月28日（火）まで

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

### (4) 事業場所

埼玉県川越市大仙波 1287（新河岸川上流水循環センター）

### (5) 入札方法

一般競争入札・価格競争による。

### (6) 入札書

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格要件

(1) 入札に参加することができる者は、本入札に参加するために必要な資格の確認を受けた者に限る。

### (2) 入札参加者の形態等

入札に参加することができる者の形態は、2者又は3者による共同企業体（以下「企業体」という。）とし、その運営形態及び代表者の選定は次のとおりとする。

ただし、企業体の構成員は、本件入札に係る他の企業体の構成員となれない。

ア 企業体の運営形態は、各構成員が対等な立場で一体となって業務を遂行する共同管理方式とする。

イ 入札に参加する企業体は、代表構成員を選定するものとする。

ウ 代表構成員の出資比率は、50パーセント以上とする。

エ 代表構成員以外の構成員の最小出資比率は、企業体の構成員が2者の場合

は30パーセント以上、3者の場合は20パーセント以上とする。

オ 企業体の入札参加者は、各構成員が他の入札参加者の各構成員と次の各号のいずれかの関係にないこと。

ただし、(ア)又は(イ)の場合、子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法の更生会社又は民事再生法の再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合を除く。また(ウ)の場合、一方の会社等が会社更生法の更生会社又は民事再生法の再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある者同士が同一入札に参加すること。

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者同士が同一入札に参加すること。

(ウ) 一方の会社等の役員（「①代表権を有する取締役」、「②取締役（社外取締役を含み、委員会等設置会社の取締役を除く。）」、「③委員会等設置会社の執行役又は代表執行役」及び「④名称が異なっても①から③のいずれかの職務権限等に該当する者」をいう。以下同じ。）が他方の会社等の役員を兼務している関係にある場合で、その関係にある者同士が同一入札に参加すること。

(エ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を兼ねている関係にある場合で、その関係にある者同士が同一入札に参加すること。

### (3) 入札に参加する企業体の資格

入札に参加する企業体に必要な資格は、次のとおりである。

ア 構成員は、下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）の定めるところにより、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。

イ 代表構成員は、1日の最大処理能力が30,000m<sup>3</sup>以上の標準活性汚泥法又はそれと同等以上の処理方式を用いた下水道の終末処理場における水処理施設の運転管理業務を地方公共団体又は地方公共団体が出資している団体から直接受託し、平成16年4月1日から平成31年3月31日の15年間に於いて3年以上実施した実績を有する者とする。（企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上のものに限る。）

ウ 代表構成員以外の構成員は、標準活性汚泥法又はそれと同等以上の処理方

式を用いた下水道の終末処理場又は1日の最大処理能力が300 m<sup>3</sup>以上の汚水処理施設の運転管理業務を地方公共団体又は地方公共団体が出資している団体から直接受託し、平成16年4月1日から平成31年3月31日の15年間に於いて1年以上実施した実績を有する者とする。（企業体の構成員としての実績を含む。）

エ 入札に参加する企業体は、本件業務の事業期間中、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に規定する資格を有する者を総括責任者として専任で配置できること。

オ 本件業務に係る業務要求水準を満たす技術力を有すること。

カ 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りではない。

キ 以下のいずれにも該当しない者であること。

（ア）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

（イ）埼玉県流域下水道事業財務規程（平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第17号。以下「財務規程」という。）第168条の規定により埼玉県的一般競争入札に参加させないこととされた者

（ウ）本件入札の公告日から落札決定までの期間に、下水道局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成22年4月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けている者

（エ）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条の更生手続開始の決定を受けている者を除く。）

（オ）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条の再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

（カ）本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県下水道局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成22年4月1日制定）に基づく入札参加除外等の措置を受けている者

(4) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、令和元年11月19日（火）とする。

なお、基準日以降契約締結までの間に、上記(2)から(3)に定める入札参加者の資格を欠くことになった場合、当該企業体は失格となる。

### 3 入札書の提出場所等

#### (1) 入札書の提出場所及び問い合わせ先

〒351-0115 埼玉県和光市新倉 6 - 1 - 1

埼玉県荒川右岸下水道事務所 総務・管理担当

電話 048-466-9410 ファクシミリ 048-466-9418

#### (2) 入札説明書等の配布方法

##### ア 入札説明書等

- ・入札説明書
- ・契約書（案）
- ・業務要求水準書

##### イ 場所

埼玉県荒川右岸下水道事務所 総務・管理担当

##### ウ 期間

令和元年 11 月 25 日（月）から令和元年 11 月 28 日（木）までの午前 9 時から午後 5 時まで

なお、埼玉県荒川右岸下水道事務所ホームページからも入手することができる。ただし、業務要求水準書のうち、別表、別紙は事務所で配布する。また、閲覧資料は日時を定めて事務所で閲覧できる。

ホームページアドレス：<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/d1502/>

#### (3) 入札参加資格の確認

本入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格等確認申請書、資格確認書類及び技術評価書を持参により提出し、参加資格の有無の確認を受けなければならない。

##### ア 提出場所

埼玉県荒川右岸下水道事務所 総務・管理担当

##### イ 提出期間

令和元年 12 月 23 日（月）及び令和元年 12 月 24 日（火）の午前 9 時から午後 5 時まで

##### ウ 提出方法

日時を予約し、直接持参すること。

##### エ 結果の通知

参加資格要件を満たしているか否かの通知（確認結果通知書）は、令和 2 年 1 月 14 日（火）に郵便で発送する。

#### (4) 入札・開札の場所及び日時



提出方法は持参とするが、郵便による提出も可とする。

ア 場所

埼玉県和光市新倉 6 - 1 - 1

埼玉県荒川右岸下水道事務所 1階会議室

イ 日時

令和2年1月28日(火)午前10時

(5) 郵便による場合の入札書の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先

〒351-0115 埼玉県和光市新倉 6 - 1 - 1

埼玉県荒川右岸下水道事務所 総務・管理担当

イ 提出期限

令和2年1月27日(月)午後4時(必着)

ウ 提出方法

書留郵便又は簡易書留郵便により送付のこと

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語、計量単位、通貨及び時刻

入札及び契約履行に関して、使用する言語は日本語、計量単位は計量法に定めるもの、通貨は日本国通貨、時刻は日本標準時とする。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の110に相当する金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の5以上(1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。)の入札保証金を納付しなければならない。

イ 入札保証金の免除

次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

(ア) 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証契約を締結した者。

この場合、その保険証券を入札期限までに提出すること。

(イ) 代表構成員が、地方公共団体又は地方公共団体が出資している団体と1日の最大処理能力が30,000m<sup>3</sup>以上の下水処理施設の運転管理業務の契約を平成29年4月1日以後に2回以上すべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者。(企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。)

この場合、証明する資料を入札期限までに提出すること。

ウ 入札保証金の還付

入札保証金は、入札の終了後に還付する。ただし、落札者に係る入札保証

金は、当該落札者について納付すべき契約保証金に充当する。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は、還付しない。

エ 契約保証金

落札者は、落札価格の10分の1以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の契約保証金を納付するものとする。

ただし、入札保証金を納付したときはこれを充当するのでその差額を納付するものとする。

オ 契約保証金の免除

落札者が保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

カ 契約保証金の納付に代えることができる担保

財務規程第154条に規定する担保を提供することをもって、契約保証金の納付に代えることができる。

(3) 入札の無効

ア 財務規程第176条の規定に該当する入札

イ 埼玉県流域下水道事業の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規程（平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第3号）第9条に該当する入札

ウ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書、資格確認書類及び技術評価書の提出をした者がする入札

(4) 最低制限価格

設定しない。

(5) 落札者の決定方法

財務規程第173条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格の有効な入札をした者を落札者とする。

郵便により入札書を提出した者には、郵便により通知する。

予定価格の範囲内の入札書を提出した者がいないときは、再度入札を行う。再度入札は3回までとする。

なお、入札に参加する者の数が1者であっても入札を執行する。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 手続きにおける交渉の有無

無

(8) その他

ア 令和2年度以降の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額について減額等があったときは、調達手続きを延期し、又は停止することがある。

イ 詳細は、入札説明書等による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required

Management and Maintenance of the Upstream Water Circulation Center that Handles Sewage of the Shingashigawa River (Located on the Right Bank of the Arakawa River)

(2) Deadline for Submission

By registered mail: 4:00 pm, Monday, January 27, 2020

In person: 10:00 am, Tuesday, January 28, 2020

(3) Contact Information

Arakawa River Right Bank Sewer Office

Management Group

Niikura 6-1-1, Wako-shi, Saitama Prefecture 351-0115

Tel. 048-466-9410

## 告 示

### 埼玉県教委告示第十四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和元年十一月十九日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

#### 一 日時

令和元年十一月二十五日 午前十時

#### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

#### 三 議題

イ 県議会令和元年十二月定例会提出予定案件について

ロ その他